

# 兵庫県ため池の保全等に関する 推進方針

～ため池保全県民運動の展開に向けて～



# 兵庫県ため池の保全等に関する推進方針

～ため池保全県民運動の展開に向けて～



# 目 次

第1章 推進方針の概要	
(1) 背景	1
(2) 目的	2
(3) 推進方針の体系	2
(4) 位置づけ	3
(5) 推進期間	3
第2章 基本方針	4
第3章 推進方策	
「まもる」の推進方策	
(1) 管理者意識の向上と施設点検の定着	5
(2) 緊急に対策を講じるべきため池等の整備	5
(3) 減災対策の推進	6
(4) 管理体制の維持・強化	6
「いかす」の推進方策	
(5) 多面的機能の理解の促進	7
(6) 地域防災機能の向上	7
(7) 地域の環境保全と景観形成	8
(8) 地域の元気づくり	8
「つなぐ」の推進方策	
(9) 歴史や文化等の記録・伝承	9
(10) 広報活動の推進	9
(11) 次世代を担う人と組織づくり	10
第4章 推進体制	
(1) 推進方針の実施に係る各主体の役割	12
(2) ため池の保全等に関する検討会の設置・運営（検討機能）	13
(3) ため池の保全等に関する支援機能の整備	14
第5章 施策の着実な実施に向けて	
(1) 施策の点検・見直し	15
(2) 点検指標	15
ため池の保全等に関する推進方針の検討の経緯	16
用語解説	17
参考資料	18

## 第1章 推進方針の概要

### (1) 背景 — ため池の保全等に関する条例の制定



印南野台地のため池群

#### 兵庫県のため池等の特徴

兵庫県には、約3万8千箇所のため池があり、その数は日本一となっています。ため池は農業用水を安定的に供給するために築造され、利水農家が永々と管理し受け継いできました。

また、ため池に貯水し、あるいはため池群を互いに結び、農地に用水を届ける疏水は、ため池群と一体となって高度な水のネットワークを形成しています。これらのため池及び疏水（以下、「ため池等」）は、農業用水の確保に苦労してきた兵庫の農村を特徴付ける要素となっています。

#### ため池等の現状

近年、管理者の高齢化や農業者の減少に伴い、草刈りや点検などの日常管理が粗放化し、十分な管理が行き届かないため池等が増えつつあります。また、老朽化の進行や局地的な豪雨の発生、南海トラフ等の大規模地震発生確率の高まりなど、ため池等の災害発生のリスクが高まっています。

一方で、ため池等の農業水利施設は、県土の保全や水源の涵養、生物多様性の確保など、農業用水の安定供給以外にも多面にわたる機能を有しており、その機能の発揮により県民に多くの恵みをもたらしています。また、これらの多面的機能について、県民がさらなる発揮を期待していることから、その活用に取り組む地域も出てきています。

#### ため池等のめざす姿

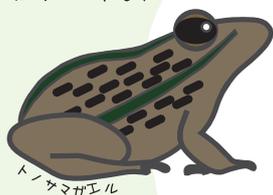
平成26年度、近年のため池等を取り巻く状況を踏まえ、64年ぶりに「ため池の保全に関する条例」の見直しを行いました。その際に、県民の共通する認識のもと、地域の貴重な財産であるため池等が次の世代へ引き継がれるよう、ため池等のめざす姿を次のとおり明確にしました。

- ①農業用水源施設として、十分な能力を有するため池及び疏水
- ②適正な管理により、災害のおそれのない安全なため池及び疏水
- ③多面的機能が十分に発揮されているため池及び疏水

#### ため池の保全等に関する条例の制定

ため池等のめざす姿の実現に向けて、適正な管理の徹底により、農業用水の安定的な供給及び決壊等による災害の未然防止を図るとともに、ため池等が有する多面的機能の発揮の促進に必要な事項について定めた「ため池の保全等に関する条例」を平成27年3月に制定しました。

ほんとにたくさんの  
ため池があるね！



トノヤマカエル

## (2) 目的 — **ため池のめざす姿を実現するために**

「ため池の保全等に関する条例」に基づき、ため池等の適正な管理と多面的機能の発揮の促進に向けた取組を県民一人ひとりがそれぞれの立場で実践していくことを「ため池保全県民運動」として展開しています。本推進方針は、この運動を全県で展開するにあたって、基本的な施策の方向性や項目を示すことにより、総合的かつ効果的に推進し、ため池等のめざす姿を実現していきます。

## (3) 推進方針の体系 — **「まもる」「いかす」「つなぐ」の基本方針**

地域の貴重な財産であるため池等が次の世代に引き継がれるよう、ため池等のめざす姿と「まもる」、「いかす」、「つなぐ」の3つの基本方針に基づく、推進方策を体系図として以下に示します。

### ため池等のめざす姿

～次の世代へ引き継がれるように～

- ①農業用水源施設として、十分な能力を有するため池及び疏水
- ②適正な管理により、災害のおそれのない安全なため池及び疏水
- ③多面的機能が十分に発揮されているため池及び疏水

#### 基本方針

#### 「まもる」 — 適正な管理

##### 「まもる」の推進方策

- (1) 管理者意識の向上と施設点検の定着
- (2) 緊急に対策を講じるべきため池等の整備
- (3) 減災対策の推進
- (4) 管理体制の維持・強化

#### 基本方針

#### 「いかす」 — 多面的機能の発揮の促進

##### 「いかす」の推進方策

- (5) 多面的機能の理解の促進
- (6) 地域防災機能の向上
- (7) 地域の環境保全と景観形成
- (8) 地域の元気づくり

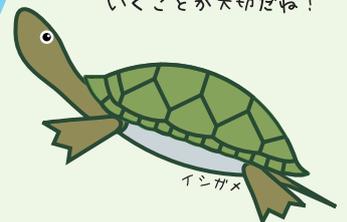
#### 基本方針

#### 「つなぐ」 — 次世代への継承

##### 「つなぐ」の推進方策

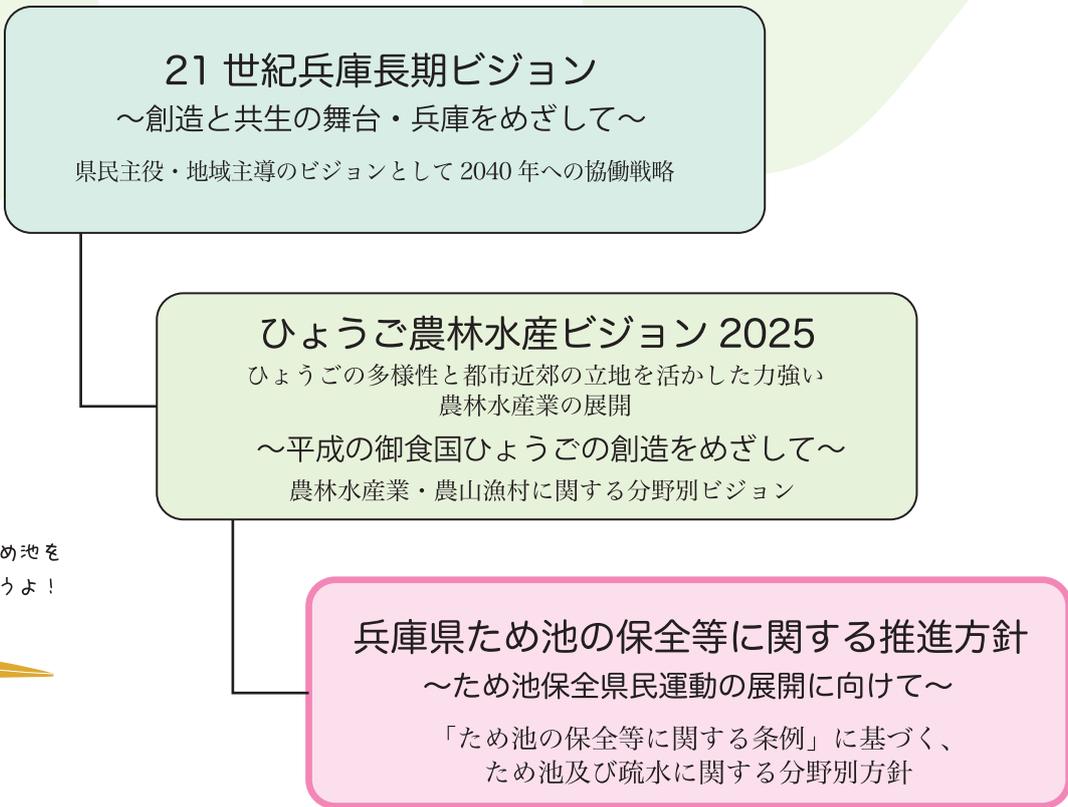
- (9) 歴史や文化等の記録・伝承
- (10) 広報活動の推進
- (11) 次世代を担う人と組織づくりの推進

ため池をしっかり守って  
いくことが大切だね！

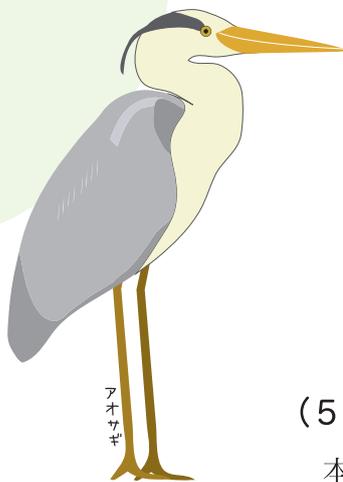


## (4) 位置づけ — 上位の総合計画に則した推進方針

本推進方針は、上位の総合計画である「21世紀兵庫長期ビジョン」や「ひょうご農林水産ビジョン」に則した、ため池等に関する分野別方針としての位置づけとなります。



みんなのため池を  
守っていきよう！



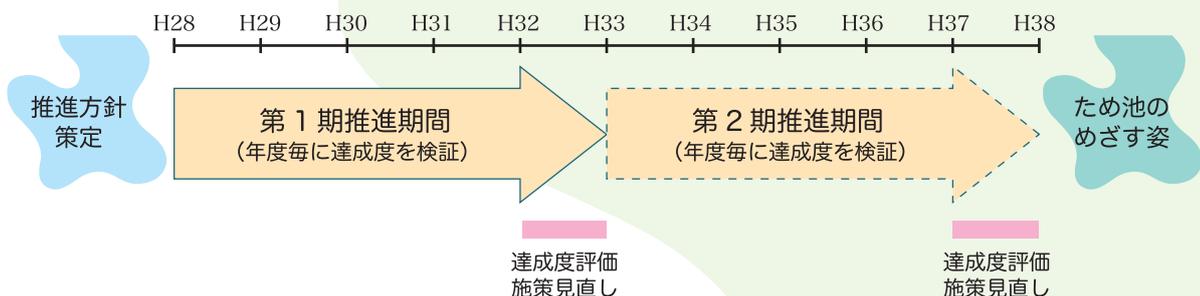
### 【関連計画等】

- ・兵庫県地域防災計画
- ・兵庫県水防計画
- ・兵庫県強靱化計画（H28.1）
- ・兵庫県地域創生戦略（H27.9）
- ・兵庫県ため池整備構想（H10.3）
- ・ため池整備5箇年計画（H26.2）

## (5) 推進期間 — 10年先を見据えた推進期間の設定

本推進方針は、おおむね10年先を見据えたものであり、平成28年度から32年度までの5年を第1期推進期間とします。

ため池等を取り巻く社会情勢の変化並びに施策の展開状況や第1期推進期間の達成度を検証した上で、所要の見直しを図っていきます。



## 第2章 基本方針

### (1) 基本方針 — ため池等のめざす姿の実現に向けた県の施策展開の基本方針

#### ① 「まもる」 — 適正な管理



改修工事が完了したため池（篠山市 奥池）

農業用水の安定供給と決壊等の災害を未然に防止するため、管理者による適正な管理の徹底と管理体制の維持・構築を図るとともに、水害対策や耐震対策などのため池整備を計画的かつ重点的に進めます。あわせて、ハザードマップ作成等の減災対策を推進します。

#### ② 「いかす」 — 多面的機能の発揮の促進



ため池ウォーキング（加東市 曾我地区）

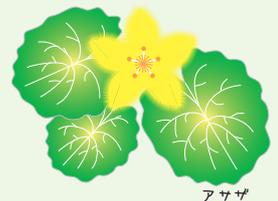
ため池管理者や県民が、ため池等の有する多面的機能の発揮に理解を深めるとともに、そのさらなる発揮に向け、防災機能の向上や環境保全、地域の元気づくりなど、多様な主体との協働や自主的な取組となるように推進します。

#### ③ 「つなぐ」 — 次世代への継承



ため池教室の開催（市川町 薬師谷池）

ため池等を貴重な地域資源として次世代に継承していくため、それらに関する情報の収集、保存、発信に努めるとともに、次世代を担う人材の育成や組織づくりを推進します。



## 第3章 推進方策 — 3つの基本方針に基づく推進方策と主な施策

### 「まもる」の推進方策

#### (1) 管理者意識の向上と施設点検の定着



ため池管理講習会の開催  
(洲本市文化体育館)

島内のため池管理者を対象に点検手法・着眼点等を習得するための説明や、危険な行為の禁止、水難事故防止を啓発します。

ため池等の管理者としての意識低下や防災に対する認識不足は、管理の粗放化を招き、災害発生リスクを高めるおそれがあります。

このため、管理者の防災意識の向上を図るとともに、草刈りや施設点検などの適正な日常管理の徹底を図るために必要な施策を実施します。

- 【主な施策項目】
- ① ひょうごのため池安全安心定期点検事業の実施
  - ② ため池管理者講習会の実施
  - ③ ため池等管理マニュアル(点検の手引き)の作成と活用
  - ④ 定期点検・耐震調査結果の周知
  - ⑤ 優良管理者に対する表彰

#### (2) 緊急に対策を講じるべきため池等の整備



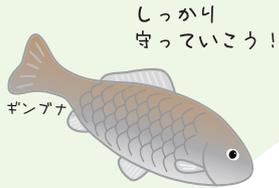
ため池の整備  
(洲本市 皿池)

豪雨・地震への備えとして緊急性の高いものから順次ため池整備を実施しています。

老朽化による漏水や施設の機能不全など、構造上問題があるため池等については、農業用水の安定供給に支障を来すだけでなく、決壊等による災害を招くおそれがあります。

このため、点検や調査の結果、防災・減災対策の緊急性が高いと判断されたため池等については、施設改修や統廃合などを計画的かつ重点的に推進します。農業用水源施設の役割を終えたため池は、必要な防災対策を施したうえで廃止するよう管理者を指導します。

- 【主な施策項目】
- ① 危険なため池の整備
  - ② 疏水の長寿命化対策
  - ③ ため池の統廃合と廃止プログラムの作成及び普及啓発



## (3) 減災対策の推進



### ため池ハザードマップの作成 (三木市 ウデヒ池・新池)

地域住民を交えて浸水想定区域や避難場所・避難ルート等を記載したハザードマップを作成し、公表・周知しています。

地域の安全・安心を確保するためには、ため池等の防災対策に加え、災害が発生した場合でも被害を最小限に抑えるための減災対策の取組が不可欠です。

このため、ハザードマップの作成や避難訓練等のソフト対策を充実させます。点検等により施設の異状を発見した場合は、管理者に対して保全計画書の作成を促すとともに、その計画に基づき必要な措置（水位の引き下げ等）を講じるよう指導します。

- 【主な施策項目】
- ① 保全計画書の作成と取組の着実な実施
  - ② 緊急時連絡体制の整備の推進
  - ③ ハザードマップの作成及び周知
  - ④ 避難指示・防災情報の配信システムの導入
  - ⑤ 避難訓練等の実施

## (4) 管理体制の維持・強化



### 管理作業の省力化 (加西市 大堂池)

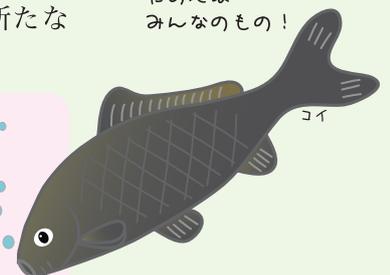
ラジコン機械によるため池堤体の草刈りなど、施設管理の省力化技術の検証を行っています。

農業者の高齢化や減少に伴い、ため池等の管理の粗放化が問題となりつつあります。

このため、管理体制の維持・構築や施設管理に係る省力化技術の導入等を進めるとともに、地域の実情に応じて、多様な主体の協働による体制や、公的支援を含めた新たな管理体制の構築に向けた取組を支援します。

- 【主な施策項目】
- ① 多様な主体の連携と協働による管理体制の構築
  - ② 公的支援による管理体制の維持に向けた措置の検討
  - ③ 管理組織の維持・強化に向けた啓発
  - ④ 企業やNPO等への草刈り作業等の委託
  - ⑤ 草刈りやかいぼり等施設管理の省力化

ため池は  
みんなのもの！



## 「いかす」の推進方策

### (5) 多面的機能の理解の促進



モデル地区でのかいぼりの実施  
(市川町 薬師谷池)

かいぼり等、誰もが参画しやすい機会を提供し、多面的機能への理解の醸成と多様な主体の協働を進めます。

ため池等が有する多面的機能を十分発揮させ、県民誰もがその恵を受けるためには、多くの人々に多面的機能の大切さや素晴らしさを知ってもらい、それらを活かす取組に参加してもらうことが重要です。

このため、多面的機能の価値やため池等の重要性について理解を深めるために、情報発信や参画しやすい機会の提供を進め、多様な主体の連携と協働により、ため池等の多面的機能のさらなる発揮に向けた取組を展開します。

- 【主な施策項目】
- ① 多面的機能の評価基準の作成
  - ② 多様な主体の参画機会の提供
  - ③ ため池保全県民運動のモデル地区における先導的な取組の推進
  - ④ 活動事例集の作成
  - ⑤ ため池等の保全に係るアイデア募集と活用

### (6) 地域防災機能の向上



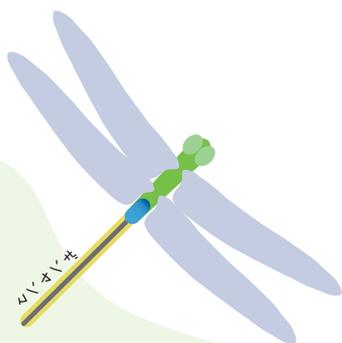
事前放流施設の整備  
(稲美町 加古大池)

洪水吐の越流堰を一部切り下げ、大雨時の雨水貯留量を確保しています。

洪水時や非常時において地域の暮らしを守るため、事前放流による洪水の一時貯留容量の確保、防火用水等、非常時の水源としての活用を進めるとともに、利活用施設等の安全対策など、農業水利施設以外での利用における、安全・安心の確保に向けた取組を推進します。

- 【主な施策項目】
- ① 事前放流を行うための施設整備
  - ② 防火用水や非常時の生活用水としての利用促進
  - ③ 管理者による自主的な事前放流の促進
  - ④ 安全な施設利用に向けた普及啓発

ため池はいろんな事に役立っているんだね！



## (7) 地域の環境保全と景観形成



工事に際し動植物の引っ越し  
(豊岡市 椎谷池)

工事に際し、貴重な動植物を池下流に設置したビオトープに一時的に移動するなど、自然環境の保全活動を実施しています。

ため池等は、人工的に造られたものですが、堤体の法面や水辺空間には二次的自然が形成され多様で豊かな生態系を有しています。また、水辺の景観は、県民生活に潤いとやすらぎをもたらしています。

ため池等が有するこれらの環境保全や景観形成機能の維持・向上を図るため、生態系や景観等に配慮した施設整備を進めるとともに、多様な主体の協働による保全活動等を推進します。

- 【主な施策項目】
- ① 生態系に配慮した施設整備
  - ② 環境調査と環境教育の実施
  - ③ 良好な景観形成に向けた保全活動と施設整備の促進
  - ④ 自然環境の保全活動の実施

## (8) 地域の元気づくり



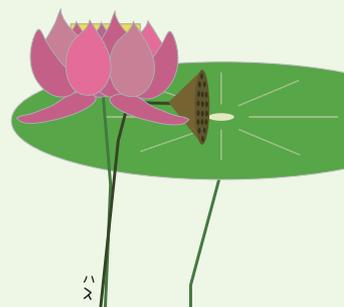
岩見用水まつり  
(太子町 岩見用水)

農業用水としての機能のほか、地域住民に憩いと潤いを与える水辺空間として親しまれ、ふるさとの伝統を育む水路を知ってもらうイベントを開催しています。

ため池等の水辺空間は、人々が集う交流の場や、先人から受け継がれた歴史的・文化的に高い価値を有するものもあり、地域住民にとっては、誇りや愛着心にもつながっています。

ため池等が地域資源として価値をさらに高め、地域の活用と賑わいを創出するため、利活用施設の整備を進めるとともに、これらを活用した地域イベント等の開催や歴史的価値のある施設の保全など、地域の元気づくりを推進します。

- 【主な施策項目】
- ① 利活用施設の整備
  - ② 地域イベント等の実施や伝統行事の継承
  - ③ 廃止ため池の有効活用（リノベーション）
  - ④ 歴史的建造物の保全と活用



## 「つなぐ」の推進方策

### (9) 歴史や文化等の記録・伝承



天満神社秋祭りでの水上御輿渡御  
(稲美町 天満大池)

県内各地でため池にまつわる  
言い伝えや祭りが今も伝承さ  
れています。

ため池等は江戸時代以前に築造されたものが多く、古くから生活に密着した存在として、歴史や文化を有する貴重な施設です。

これらの施設にまつわる、歴史や文化・言い伝えを、地域の身近な学習素材として活用するとともに、その施設の保全活動・被災・改修履歴等をデータベース化し、研究・計画・施策立案への活用や、災害の教訓を伝承する等の取組を推進します。

- 【主な施策項目】
- ① 水土里情報システムによるデータベース化
  - ② 過去の記録や伝説等、各種資料の収集と保存
  - ③ 歴史や文化を伝える語り部等の養成

### (10) 広報活動の推進



親子自然環境学習会の開催による啓発  
(神戸文化ホール)

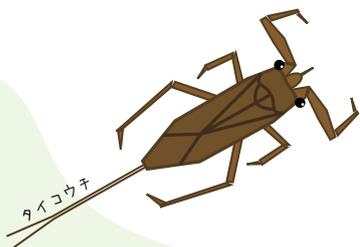
学習会等を通じ、ため池等の  
保全の必要性を小学生や保護  
者へ情報発信しています。

県民一人ひとりがため池等の適正な管理に加え、多面的機能の発揮の促進に取り組むことは、地域の貴重な財産であるため池等の次世代への継承につながるものです。

このため、一人でも多くの県民に実践活動に取り組んでもらえるよう、広報指針を策定し、各種広報媒体の特性を活かすなど、重点的かつ計画的で、親しみやすい効果的な広報活動を展開し効果的な情報発信を推進します。

- 【主な施策項目】
- ① 広報指針の策定
  - ② シンボルイラスト等を活用した親しみやすい広報活動
  - ③ SNS・ICT 基盤を活用したため池等の情報発信
  - ④ フォーラム等による啓発

ため池マン  
カッコいいな!



## (11) 次世代を担う人と組織づくり



### 疏水見学会

(神戸市 練部屋分水所)

小学生を対象とした施設見学会等を通じ、ため池や疏水の持つ機能、役割、歴史、文化、維持管理の苦労や大切さを伝えています。

ため池等の適正な管理や多面的機能の発揮の促進の取組を将来に渡って継続するには、その活動や取組を担う人材や組織づくりが必要不可欠です。

このため、地域の将来を担う小学生や次世代を対象とした、ため池教室や学習会、地域リーダー研修会等を実施します。

また、地域特性を活かした、地域(市町)の推進方針の策定や、全県・地域におけるため池等の課題解決に向けた検討機能や支援機能の整備を進め推進体制を構築します。

- 【主な施策項目】
- ① 地域(市町)推進方針の策定支援
  - ② ため池の保全等に関する検討会の設置・運営
  - ③ ため池の保全等に関する取組を支援する機能の整備
  - ④ 地域リーダーやコーディネーター等人材育成
  - ⑤ ため池協議会等の設立と地域づくりの推進
  - ⑥ ため池教室・疏水学習会の実施

### 【淡山疏水が「国際かんがい施設遺産」に登録されました！】

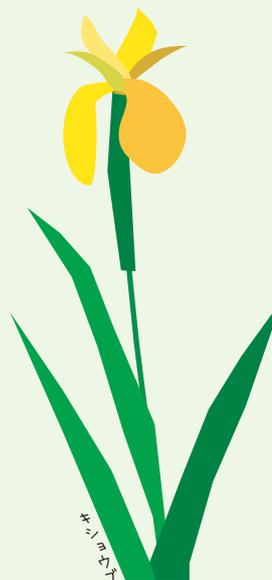
平成26年9月に大韓民国光州広域市で開催された、国際かんがい排水委員会において、「淡山疏水(たんざんそすい)」が「かんがい施設遺産」に登録されました。

「淡山疏水」は、明治から大正時代にかけて造成され、130年にわたっていなみ野台地に広がる2,500haの農地に用水を送り続けています。

高度な測量技術やサイフォン等に代表される先進的な技術、疏水とため池が織りなす水のネットワークが文化的景観を形成するなど、歴史的・文化的価値が高く評価されました。



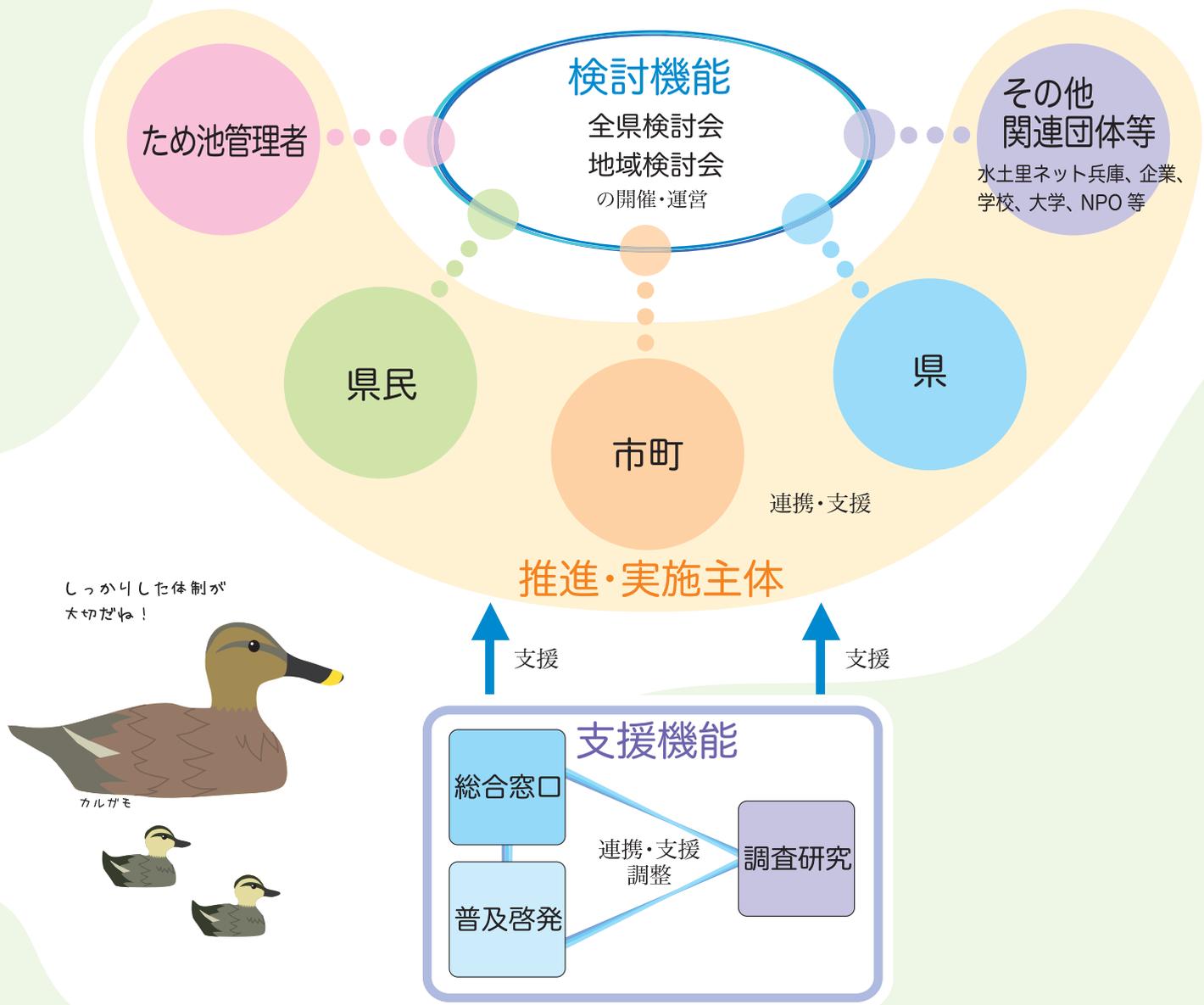
御坂サイフォン橋(眼鏡橋)



## 第4章 推進体制 — ため池保全県民運動等の施策の円滑な実施に向けた推進体制の構築

本推進方針に基づく施策の実施にあたっては、それぞれの施策を効率的かつ効果的に展開するため、関連部署が連携し、円滑な実施に向けた推進体制及び支援体制の構築が必要となります。

そのため、推進・実施主体間が情報共有を図りながら、施策の評価・見直しや課題解決に向けた検討を行う場としての検討機能や、多様な課題や新たな県民ニーズに対応するため、様々な角度から調査・研究等により課題解決に向けた提言を行うシンクタンク等の支援機能の整備により、推進体制の構築を図ります。



## (1) 推進方針の実施に係る各主体の役割

ため池等のめざす姿を実現するためには、ため池管理者が主役、県民がパートナーとなり、さらには企業、学校、大学、NPO、その他関連団体等、地域社会を構成する様々な主体と連携を図りながら「ため池保全県民運動」として、ため池等の保全活動に取り組むことが重要です。

行政（市町及び県）は、本推進方針に基づく各種施策を着実に実施するとともに、ため池管理者及び県民等による保全活動を支援します。

各主体の主な役割を以下に示します。

### 【主な役割】

#### ため池管理者

- ① 適正な管理の実施
- ② 多面的機能のさらなる発揮に向けた取組
- ③ 次世代への継承に向けた取組

#### 県民

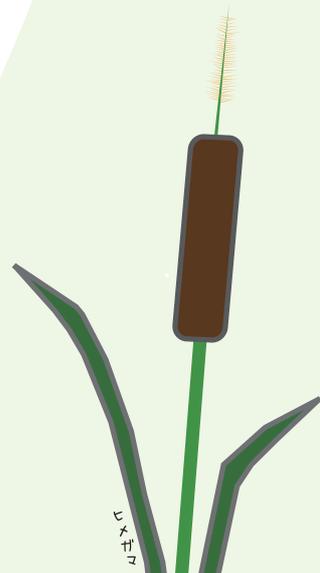
- ① 適正な管理への参加・協力
- ② 多面的機能のさらなる発揮に向けた活動への参加・協力
- ③ 次世代への継承に向けた参加・協力

#### 市町

- ① 市町の基本的な考え方や方策の明確化
- ② 課題解決に向けた施策の立案と施策の展開、普及啓発
- ③ 住民に身近な行政として多様な主体との連携による取組の調整
- ④ ため池管理者に対する指導、支援
- ⑤ 地域や地域団体に対する支援（防災情報・伝達体制整備等）

#### 県

- ① 本推進方針に基づく施策の展開、普及啓発
- ② 広域行政として多様な主体との連携による取組の支援
- ③ 市町等に対する技術支援・指導・情報提供
- ④ コーディネーターとしての機能の発揮
- ⑤ 全県検討会及び地域検討会の設置
- ⑥ 調査研究、普及啓発等を担う支援機能の整備



## (2) ため池の保全等に関する検討会の設置・運営（検討機能）

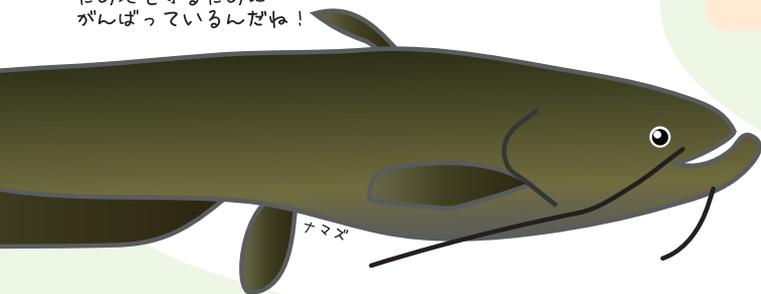
本推進方針等に沿った施策を円滑に実施するため、全県及び各地域に検討会を設置し、実施主体間が情報共有と連携を図りながら、施策の評価・見直しや課題解決に向けた検討などを行います。

この検討機能は、地域特有の課題解決や各市町の連携による相乗効果を期待でき、きめ細やかな県民ニーズに対応できるよう、推進体制の構築を図るためにも重要なものとなります。

なお、ため池等を取り巻く状況や保全・活用に対する意識は地域毎で大きく異なることから、地域検討会については、地域特有の課題への的確な対応や市町間の連携を図る上で最も効果的な単位として、概ね県民局単位での設置を基本とします。

	【 取組み内容 】	【 構成員 】
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;"> <b>全県検討会</b> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施策の進捗状況の確認</li> <li>② 点検指標による施策の評価</li> <li>③ 施策の課題解決に向けた検討</li> <li>④ 施策の見直し等の検討</li> <li>⑤ 情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有識者</li> <li>ため池管理者</li> <li>一般県民等</li> <li>関係団体 (水土里ネット兵庫等)</li> <li>事務局：本庁</li> </ul>
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;"> <b>地域検討会</b> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域特性や現状の把握</li> <li>② 地域課題の抽出とその解決に向けた検討</li> <li>③ 地域（市町）の基本的な考え方や方策の明確化</li> <li>④ 具体施策の立案</li> <li>⑤ 施策の見直し等の提案</li> <li>⑥ 情報共有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有識者</li> <li>ため池管理者</li> <li>一般県民等</li> <li>市町</li> <li>その他関係団体等</li> <li>事務局：県民局</li> </ul>

ため池を守るために  
がんばっているんだね！



## (3) ため池の保全等に関する支援機能の整備

ため池の保全等に関する各主体の自主的な取組を推進するにあたっての県の支援体制として、本庁は全県的課題に対応するための連携・支援・調整を図るマネジメントや取組全体をコーディネートする総合窓口として、県民局は地域による保全活動や市町が実施する施策に対する現地での指導・支援や普及啓発等の役割を担います。

また、多様な課題や新たな県民ニーズに対して的確に対応するため、様々な角度から調査・研究・分析を行い、課題解決の手法等の提言やアドバイスを行うシンクタンクとしての支援機能の整備のあり方について検討します。

	【支援機能の主な役割】	【構成員】
総合窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 連携・支援・調整を図るマネジメント</li> <li>② 取組全体をコーディネートする総合窓口</li> <li>③ 有識者や専門家等の人材派遣</li> </ul>	本庁
普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 施策の企画立案や提案</li> <li>② 研修や学習会等の支援及び現地指導</li> <li>③ 各地域での周知徹底に向けた広報活動</li> </ul>	各県民局 各県民センター
調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 多様な課題の解決に向けて、シンクタンクとしての調査及び研究</li> <li>② 地域に対し活動計画の企画立案から実践活動等の取組を支えるアドバイザー（人材バンク）</li> </ul>	学識経験者 専門家



オニビシ